

(様式1)

平成 年 月 日

(園児名前) 様  
(保護者名前) 様

大阪市長 印

## 督促状

平成 年 月 日現在、平成 年度分の保育料（一時預かり利用料）について、次のとおり 円が未納となっておりますので、平成 年 月 日までに必ず納入してください。

なお、指定納期限までに納付がない場合については、延滞金が発生し、指定納期限の翌日から納付した日まで延滞金を徴収いたします。

(納入していただく金額)

未納月	徴収日	指定納期限	未納 利用料	延滞金
平成○年度 ○月分保育料 (利用料)	平成○年○月○日	平成●年●月●日	円	× %×延滞日数/365日

(注)

- ※ 延滞金は、税外歳入に係わる延滞金及び過料に関する条例に基づきます。保育料（利用料）納付後、別途お知らせのうえ徴収します。延滞日数につきましては、該当する未納月の指定納期限の翌日から起算して納付した日までの日数となります。算定した延滞金が 1,000 円未満である場合は徴収いたしません。
- ※ 不明な点がありましたら、担当までおたずねください。また、本状と行き違いで納付済の場合はご了承ください。大阪市立○○幼稚園 保育料（一時預かり事業）担当（電話 06-\*\*\*\*-\*\*\*\*）
- ※ これ以前の未納については、すでにお知らせしておりますが、次のとおりとなっております。内容をご確認のうえ、合わせて納付してくださいますようお願いいたします。

未納月	徴収日	指定納期限	未納 利用料	延滞金
平成○年度 ○月分保育料 (利用料)	平成○年○月○日	平成●年●月●日	円	× %×延滞日数/365日

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

(様式2)

## 未納分幼稚園使用料債務の承認及び分納誓約書

大阪市長 様

(園児)

大阪市立 幼稚園 組  
名前  
生年月日 年 月 日生  
住所

(保護者)

名前  
住所

印

(保護者)

名前  
住所

印

下記幼稚園使用料は、私（たち）にその納入すべき義務がある未納入分債務であることを認めます。しかしながら、次の理由により全額を一括納付することが困難であるため、裏面の納入計画書により納入することを誓約しますので、承認願います。

なお、万一、この誓約書に違反した場合は、分割納入の利益を失い、その時点で残額を一時に支払うことを固く誓約します。

平成 年 月 日

記

債務総額（平成 年 月 日時点） 円  
一括納入できない理由

## 幼稚園使用料納入計画書

平成 年 月 日

園児	園名		組			
	名前		生年月日			
	住所		電話番号			
保護者	名前	Ⓜ	園児との続柄		生年月日	
	住所		電話番号			
	勤務先		勤務先住所			
			勤務先電話番号			
保護者	名前	Ⓜ	園児との続柄		生年月日	
	住所		電話番号			
	勤務先		勤務先住所			
			勤務先電話番号			
滞納額	滞納期間		滞納額			
	平成 年 月分～平成 年 月分		保育料 一時預かり利用料	円		
	平成 年 月分～平成 年 月分		保育料 一時預かり利用料	円		
	平成 年 月分～平成 年 月分		保育料 一時預かり利用料	円		
納 入 計 画						
次 の と お り 納 入 し ま す						
納付方法	平成 年 月 日 から平成 年 月 日 までの 回 と す る 。					
納入期日	納入額		納入期日	納入額		
年 月 日	円		年 月 日	円		
年 月 日	円		年 月 日	円		
年 月 日	円		年 月 日	円		
年 月 日	円		年 月 日	円		
年 月 日	円		年 月 日	円		

## ※ 留意事項

- (1) 納入計画書を提出した者は、納入計画に従い誠実に履行すること。

(様式4)

平成 年 月 日

大阪市長 様

(幼児)

大阪市立 幼稚園 組  
名前  
生年月日 年 月 日生  
住所

(保護者)

名前  
住所

印

(保護者)

名前  
住所

印

### 調 査 同 意 書

幼稚園使用料について、納付計画に従い履行しない場合、大阪市長が私の収入及び資産の状況等に関する次の調査を行うことに同意します。

また、大阪市長が各関係機関への調査委託及び報告要求を行うにあたって、本同意書を各関係機関に提示し、私が同意している旨を伝えても構いません

### 記

#### ○調査内容

- 1 大阪市の各部署が保有する次の情報に関する調査
  - ・市税等の課税・滞納状況に関する調査
  - ・口座振替に関する調査
  - ・現住所及び連絡先に関する調査
- 2 他官庁における課税・滞納状況に関する調査
- 3 金融機関における取引状況に関する調査
- 4 生命保険の加入状況に関する調査
- 5 勤務先等における給与支払状況に関する調査

## 幼稚園使用料未納者記録簿

園 児	幼稚園名				歳児・組(クラス)			
	入園年月日	年	月	日	入園	卒園・退園の区分	年 月 日 卒園・退園	
	名前				生年月日	年	月 日生	
	住所	郵便番号	-			自宅電話番号		
				携帯電話番号				
保 護 者	名前				園児との続柄			
					生年月日	年	月 日生	
	住所	郵便番号	-			自宅電話番号		
						携帯電話番号		
名前				園児との続柄				
				生年月日	年	月 日生		
住所	郵便番号	-			自宅電話番号			
					携帯電話番号			
滞納理由								
減免申請状況	申請年月	年	月	許否		備考		
退園処分	退園処分通知送付年月日	年	月	日	退園処分			
利用中止処分	利用中止処分通知送付年月日	年	月	日	利用中止処分			
分納誓約書提出日		年	月	日	法的措置実施日	年	月 日	
支払督促申立等手続き	対象未納月数	年 月分～ 年 月分( ヶ月分)						
	支払督促申立予告通知日	年	月	日	支払督促申立額			
	支払督促申立書提出日	年	月	日	円			
	支払督促発付通知日	年	月	日				
	仮執行宣言申立書提出日	年	月	日				
	仮執行宣言発付日	年	月	日				
確定日	年	月	日					
不能欠損処理日	年	月	日					
備考								

平成 年 月 日

幼児名  
保護者名

様  
様

大阪市立 幼稚園  
園長 印

## 催 告 書

これまで未納であった幼稚園使用料については、たびたび督促してまいりましたが、平成 年 月 日現在、下記のとおり 円が未納となっておりますので、早急に当園まで持参し、納入してください。

卒園・退園されましても、未納額については免除となりません。一括で納入できない理由がある場合にはご相談に応じます。なお、納期限までに納付がなく、ご連絡もない場合は大阪市が法的措置をとることがありますので、念のため申し添えます。

(納入していただく金額)

未納月 (本来の納期限)	指定 納期限	未納幼稚園使用料		延滞金 (幼稚園使用料金額の千円未満は切り捨てて計算します)
平成 年 月分 ( / )	/	保育料	円	< 円 × ●% × 延滞日数 / 365日 >
平成 年 月分 ( / )	/	一時預かり 利用料	円	< 円 × ●% × 延滞日数 / 365日 >
計			0	延滞金・督促手数料については、授業料納入後に延滞金の額が確定しますので、後日計算し、お知らせの上徴収します。

延滞金・督促手数料は、税外歳入に係る督促手数料、延滞金および過料に関する条例に基づきます。

※ 延滞日数につきましては、該当する未納月の指定納期限の翌日から起算して納入した日までの日数  
なお、算定した延滞金が1,000円未満である場合は徴収しません。

不明な点がございましたら、保育料（一時預かり事業）担当までおたずねください。  
また、本状を受け取る前に納付済の場合は行き違いですので、ご了承ください。

事務担当 大阪市立 幼稚園 保育料・一時預かり事業担当  
(電話 - - )

(様式7)

平成 年 月 日

大阪市〇〇区△△  
様  
様  
様

大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大 阪 市 長  
大阪市こども青少年局●●部  
●●課●●グループ  
(06-6208-▲▲)

## 最終催告書兼訴訟提起等予告書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで市立 幼稚園に通園された際の幼稚園使用料のお支払につき、本書を差し上げます。

上記幼稚園使用料について、本市は貴方に対し、再三、残額のお支払をお願いして参りましたが、本日に至るまで貴方からお支払をいただいております。

つきましては、同封の納付書により平成 年 月 日までにお支払ください。上記期限までにお支払なきときは、法的手段をとることになりますので、その旨申し添えます。

なお、本状到着前に納付済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。

### 記

- 1 未納年度 平成 年度～ 年度
- 2 未納額 円

### 3 延滞金（相当額）

円

### 4 その他

- (1) 上記納期限の翌日から、大阪市税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例第3条又は大阪市財産条例第11条、第23条により延滞（損害）金（年利14.6%）が納付日までの日数により加算されます。
- (2) 上記の期限までに納付がなく、御連絡もない場合は、法的措置をとらせていただきます。法的措置とは、支払督促や訴訟、強制執行など裁判所を介して債権の回収を図る手続きをいいます。法的措置が開始されますと、次のとおり貴方にとって多大な負担となります。
- ・ 裁判所への出頭、書類の作成等多大な労力がかかることに加え、訴訟費用や滞納金等の支払費用のほかに弁護士費用等の多大な費用がかかります。
  - ・ 一括納付のみの請求となり分割納付をお受けすることはできません。なお、支払督促において貴方が分割納付を希望した場合は自動的に訴訟に移行します。
- したがって、法的措置に移行する前に上記の期限までに必ず御連絡いただきますようお願いいたします。